

# 一人ひとりを大切に – 子どもの人権問題 –

## こども基本法

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化していることに伴い、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子どもを取り巻く環境も厳しさを増しています。

そこで、2023(令和5)年4月1日「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトに掲げ、子どもの最善の利益を第一とした政策を進めていく「こども家庭庁」の発足に合わせ、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する」ことを目的とした「こども基本法」が施行されました。

子どもの人権問題の解決には、**子どもが権利の主体として尊重され、自分自身に誇りを持てること**が必要です。そのためには、すべての子どもが個人として尊重され、差別的取扱いを受けないよう、子ども一人一人の基本的な人権を保障する取組を社会全体で進めていくことが大切です。

## いじめの特徴は？

学校においては、以前から「いじめ」が大きな問題とされ、様々な対策がとられています。2022(令和4)年度に文部科学省が実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめ認知件数は前年度より10.8%増加し、全国で60万件を超えています。

いじめは、集団における人間の力関係のアンバランスによって引き起こされるものであり、個人の個性をターゲットにするものです。

人間の力関係は、授業や休み時間、部活動等、子どもが直面する場面により変化します。さらに、人間は誰でも個性があり、人それぞれで同じ人はいません。したがって、攻撃しようと思えば、誰でもいじめのターゲットにすることができるのです。

また、いじめを周囲でおもしろがったりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在が、いじめを深刻化、長期化させていきます。このような集団に特徴的なことは、人間関係が希薄で、いじめが発生しても被害者を救おうとする人物が存在しないことです。

## 大人の問題として

わたしたちは、一人ひとりが「いじめは卑劣で許

されない行為である」という認識をもつとともに、単に子どもの問題ではなく、大人社会を写し出したものであることを厳しく受け止める必要があります。そして、すべての子どもが認められる、認められていると感じることができる家庭や地域づくりをしていくことが大切です。

## 虐待とは？

### 虐待の種類

- **身体的虐待**  
殴る、ける、つねる、戸外に放置するなど
- **ネグレクト**  
子育ての放棄、子どもの遺棄、衣食住を与えないなど
- **性的虐待**  
性的接触、痴漢、露出症、ポルノを見せるなど
- **心理的虐待**  
ふるまいや言葉による虐待など

※2000(平成12)年「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

## 「虐待かも…」と思ったら

子どもたちや保護者のSOSの声をいちはやくキャッチするために、**189**(いちはやく)番へ電話をし、相談することができます(通話料無料)。近くの児童相談所へつながります。

児童福祉法第25条には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、すべての国民に通告する義務が定められています。



check

## 知っていますか？ ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話・介護・感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことをヤングケアラーといいます。厚生労働省と文部科学省が2020(令和2)年12月に初めて実態調査を行いました。その結果、「世話をしている家族がいる」という生徒の割合は、中学生が5.7%でおおよそ17人に1人、全日制の高校の生徒が4.1%でおおよそ24人に1人でした。世話にかけている時間は、平日1日の平均で、中学生が4時間、高校生は3.8時間でした。1日に7時間以上を世話に費やしている生徒が、1割を超えていたということもわかりました。